

令和 8 年 9 月 7 日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局 熊本河川国道事務所長
和田 賢哉

見 積 依 頼 書

下記について請負に付したいので見積書を提出願います。

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 件 名 | 令和 8 年度熊本河川国道事務所広報機材修繕 |
| 1 履 行 期 限 | 令和 9 年 1 月 2 9 日まで |
| 1 履 行 場 所 | 熊本県熊本市東区西原 1 - 1 2 - 1 熊本河川国道事務所 |
| 1 仕 様 書 等 交 付 場 所 | 電子調達システム（調達ポータル）により交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）
ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手ができない場合は、下記連絡先に問い合わせること。
電子調達システム（調達ポータル）の URL
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ |
| 1 仕 様 書 等 交 付 日 時 | 令和 8 年 9 月 7 日 9 時 0 0 分 から
令和 8 年 9 月 2 8 日 1 7 時 0 0 分 まで |
| 1 見 積 書 提 出 場 所 | 熊本河川国道事務所 経理課 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限 | 令和 8 年 9 月 3 0 日 1 7 時 0 0 分 |
| 1 見 積 決 定 通 知 日 | 令和 8 年 1 0 月 1 日 |
| 1 見 積 方 法 | 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を見積書に記載すること。 |
| 1 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 1 図 面（内 訳 書）及 び 仕 様 書 | 交付する。 |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 契約金額が 2 5 0 万を超える場合は要 |
| 1 競 争 参 加 条 件 | 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」の「九州・沖縄地域」の競争参加資格を有する者であること。その他は九州地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領第 3 条のとおり。 |
| 1 見 積 心 得 及 び 契 約 書 案 | 入札室等に掲示 |
| 1 支 払 又 は 売 払 条 件 | 精算払 |
| 1 火 災 保 険 の 付 保 の 要 否 | 要 ・ 否 |
| 1 そ の 他 | (1) 電報による見積は認めない。
(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による見積は認める。
(3) 見積の決定を受け、契約の相手方となる者は、暴力団排除に係る別添の誓約書を見積の決定後 7 日以内に当職に提出すること。
誓約書の提出をしない場合には、契約条件に違反した者が行った見積として、当該契約を取りやめる場合がある。
(4) 九州地方整備局随意契約見積心得及び九州地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領及び注意事項を熟読のこと。 |

本件責任者
熊本河川国道事務所 経理課長 飯田 征一郎
担当者
熊本河川国道事務所 経理課 国土交通事務官 公門 亮太
連絡先 1 : 0 9 6 - 3 8 2 - 1 1 1 1 (代表)
連絡先 2 : 0 9 6 - 3 8 2 - 1 1 2 7 (直通)